

理事及び監事の報酬総額

定款第 21 条により、理事及び監事の報酬総額は、評議員の承認を得て決めるものとする。

(報酬総額)

理事及び監事に対して、下記に定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

1. 理事の報酬等の額

この法人の全理事の報酬は、無報酬とする。

2. 監事の報酬等の額

この法人の全監事の報酬総額は、年間 48 万円以内とする。

(監事の報酬等の額の算定方法)

日額 (一人当たり) 1 万円 × 月 2 回程度の業務 × 12 ヶ月 × 監事 2 名 = 48 万円

付 則 平成 30 年 6 月 14 日より施行する。